平成２４年（フ）第１１２５号
京都市伏見区深草僧坊町62番地　グリンビラ京都206
債務者　竹内　則義
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２６号
京都市北区衣笠荒見町18番地13　幸楽ハイツ101号
債務者　加藤　順子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４８号
京都市山科区北花山六反田町26番地４　クロワッサン山科11号
債務者　中村　雅男
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５４号
京都市上京区黒門通下長者町下る吉野町162番地２　ふたば荘101号
債務者　渡邊　俊治
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
奈良県生駒市俵口町985番地２
債務者　花﨑ルミ子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２６９号
奈良県天理市乙木町582番地１
債務者　森下　季文
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３４０号
奈良県香芝市磯壁６丁目626番地１　ハイツ磯壁Ｂ102号
債務者　松永　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３６６号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　公団７―828
債務者　岸　豫司江
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３１３号
愛媛県松山市余戸東４丁目５番12号　ダイヤモンドベイ余戸ＮＯ１．403号
債務者　仲村　　修
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２２号
愛媛県松山市土居田町296番地　コーポトクイ３号
債務者　名越さつき
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３２号
愛媛県松山市南梅本町甲999番地１
債務者　清水　貴子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５３号
佐賀県小城市三日月町久米153番地４
債務者　吉末富士子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
佐賀県佐賀市三瀬村三瀬2741番地89
債務者　納富　明子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
宮崎県都城市都北町6338番地３
債務者　日高　貴洋
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１２９号
宮崎県都城市高崎町大牟田3696番地、住民票上宮崎県都城市高崎町大牟田5181番地
債務者　坂元　功一
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４８号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字宮前10番地２
債務者　南　富美夫
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第３０号
山形県最上郡舟形町舟形974番地１
債務者　斉藤　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで　山形地方裁判所新庄支部